



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 26 年 5 月 30 日（金）

【照会先】
厚生労働省佐賀労働局総務部企画室
企画室長 寺崎 比呂志
労働紛争調整官 橋口 正
（電話 0952-32-7167）

「平成 25 年度個別労働紛争解決制度施行状況」

労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争を円満に解決するための「個別労働紛争解決制度」は、平成 13 年 10 月の法律施行から今年で 13 年目を迎えます。このほど、平成 25 年度の状況をまとめたので公表します。

〈平成25年度の佐賀労働局の実績〉

・総合労働相談件数	7,353 件（前年比 1.9%増）
→うち民事上の個別労働紛争相談件数	2,207 件（同 4.5%増）
・助言・指導申出件数	65 件（同 24.4%減）
・あっせん申請件数	67 件（同 9.4%減）

(1) 総合労働相談件数は、5 年連続 7000 件台で高止まり

・総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争相談件数は増加し、助言・指導、あっせんは減少した。

(2) 民事上の個別労働紛争相談は、いじめ・嫌がらせに関する相談が第 1 位へ

・「いじめ・嫌がらせ」は増加し、「解雇」に関する相談が減少した。

(3) 助言・指導は、1 か月以内に 100%、あっせんは、2 か月以内に 97.1%を処理

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、「総合労働相談」、「助言・指導」、「あっせん」の 3 つの方法があります。

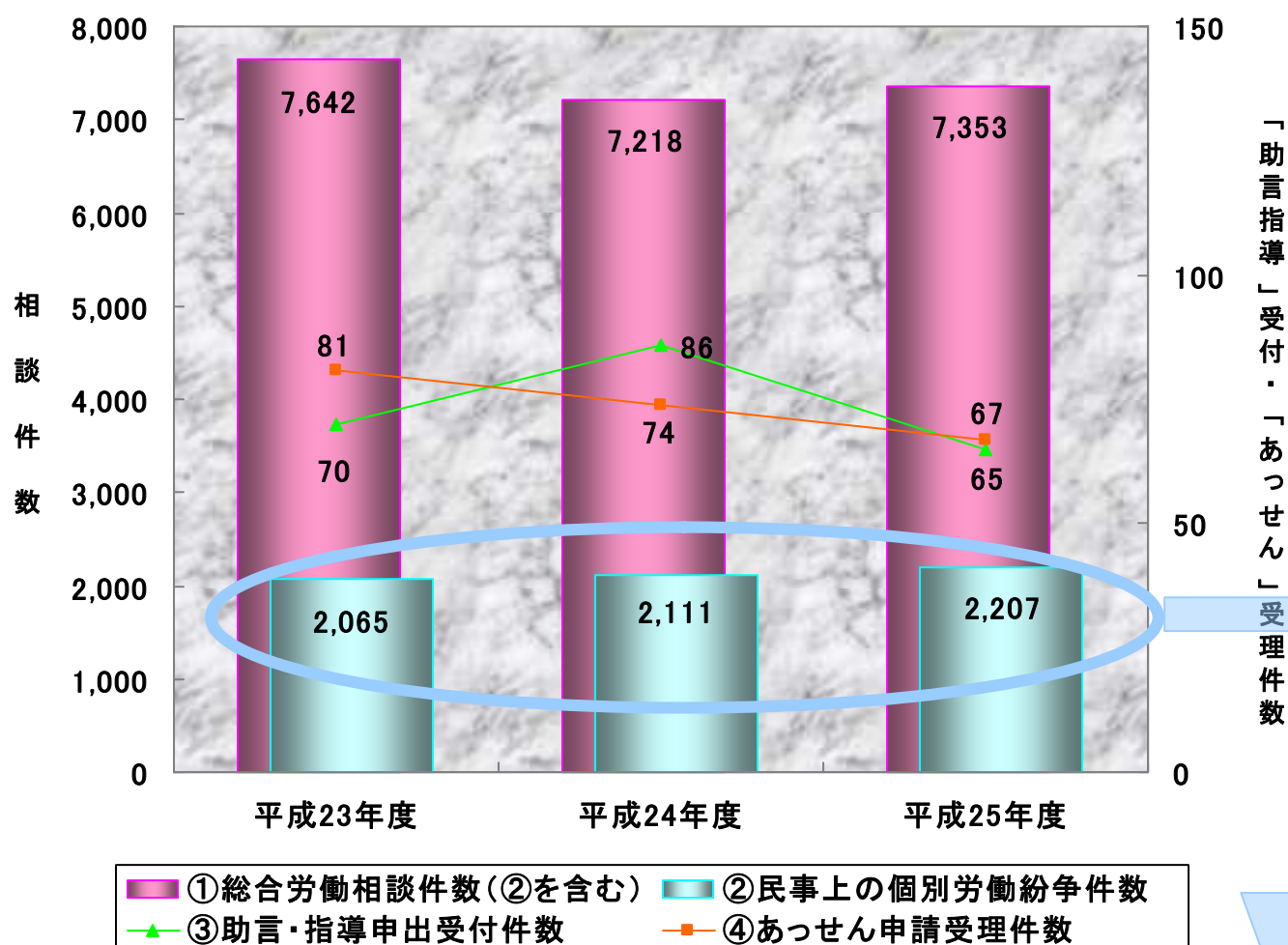
本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内 4 箇所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

この制度利用のメリットは、法的強制力はないながらも、①秘密（非公開）のうちに、②簡単に、速やかに、③無料で解決が図られるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）

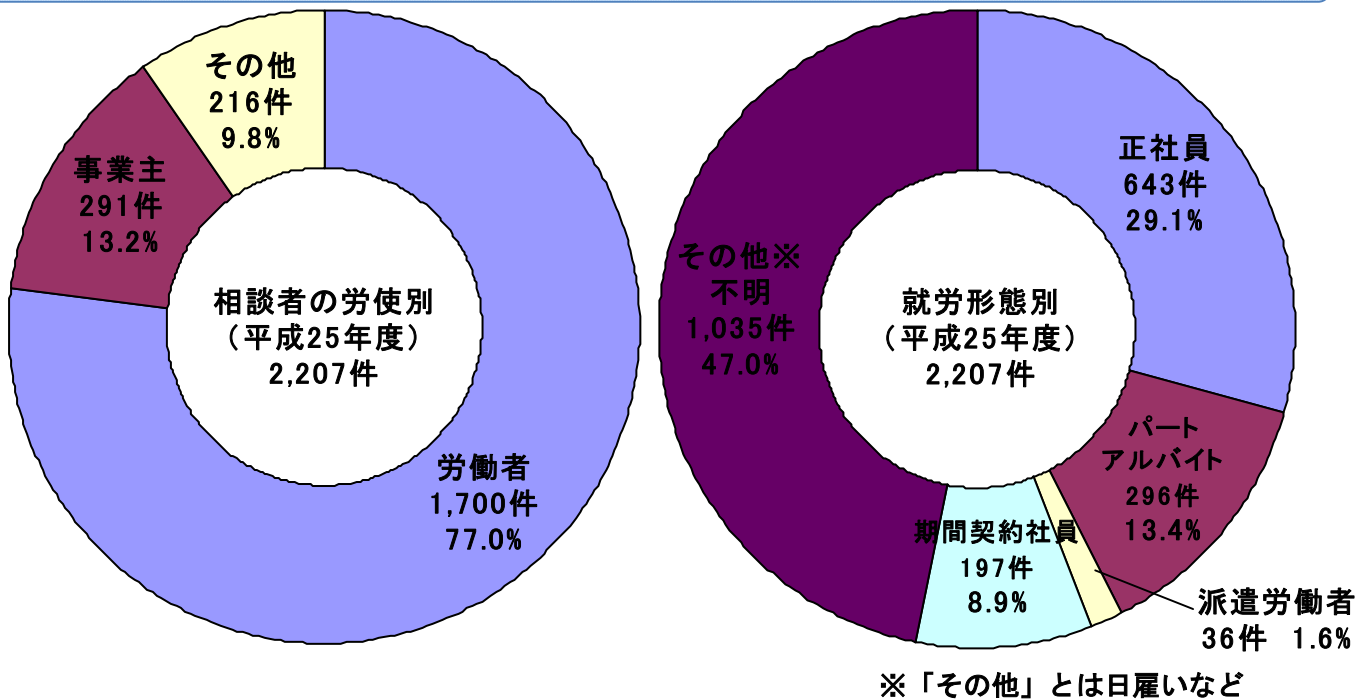


民事上の個別労働紛争相談内容の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第 1 位	解雇 (453 件)	解雇 (403 件)	いじめ・嫌がらせ (467 件)
第 2 位	いじめ・嫌がらせ (364 件)	いじめ・嫌がらせ (361 件)	自己都合退職 (425 件)
第 3 位	自己都合退職 (294 件)	自己都合退職 (301 件)	解雇 (359 件)

※解雇には、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を含みます。

民事上の個別労働紛争相談件数の労使別・就労形態別 内訳の推移（全体比）



佐賀労働局長の助言・指導
佐賀紛争調整委員会によるあっせん

手続き終了状況

平成25年度の助言・指導結果（終了65件中）

助言・指導を実施（65件）

打切り、取下げ、労働者の死亡又は企業の消滅（0件）

（処理期間） 1ヶ月以内 65件 2ヶ月以内：0件 3ヶ月以内：0件 3ヶ月超え：0件

平成25年度のあっせん結果（終了70件中）

あっせん手続き不参加（20件）	あっせん不開催	被申請人の不参加により打ち切り（20件）	
あっせん手続き参加（48件）		あっせん開催前に合意（0件）	合意（37件）
	あっせん開催	あっせんの場で合意（37件）	
		あっせんが開催されたが不合意（11件）	不合意（11件）
取下げ（2件）			
（処理期間） 1ヶ月以内：55件 2ヶ月以内：13件 3ヶ月以内：2件 3ヶ月超え：0件			

被申請人があっせんの手続きに参加し割合：68.6%

合意に至った割合：77.1%

助言・指導及びあっせんの事例

助言・指導の例

【いじめ・嫌がらせに関する事例】

（申出内容）

申出人は、同僚とコミュニケーションを取ろうと話しかけたが無視されたり、業務上、必要な情報が伝えてもらえない等の対応を受けているので職場環境の改善をしてほしい。

（結果）

被申出人に対し、労働契約法第5条の安全配慮義務の一内容として使用者には職場のいじめ防止義務があると解されることなどを説明し、職場環境に十分配慮するよう助言を行った。

あっせんの例

【普通解雇に関する事例】

（申請内容）

申請人は、長年にわたり事業経営に貢献してきたものであるが、経営悪化により事業主が交代し、これを契機に会計処理の不備等を理由に解雇された。

職員の解雇については、通常、役員会を経ることになっているが、役員会を経ることなく解雇され、その理由にも納得がないので経済的損失と精神的苦痛に対する補償を求める。

（結果）

被申請人は、申請人の長年にわたる貢献以上に事業に損失を与え懲戒解雇も考えており、解雇は本人の希望でもあったなど申立てたが、あっせんの結果、被申請人が解決金を支払うことで合意文書の作成が行われた。

厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働局企画室内） Tel:0952-32-7167 Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働基準監督署内） Tel:0952-32-7133 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 	唐津市千代田町2109-122（唐津労働基準監督署内） Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー 	武雄市武雄町昭和758（武雄労働基準監督署内） Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー 	伊万里市立花町大尾1891-64（伊万里労働基準監督署内） Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157